

平成 28 年 2 月 18 日

糸魚川市立青海中学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立青海中学校

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、この「糸魚川市立青海中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

しかし、いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうるものである。そして、誰もがいじめの側にもいじめられる側にもなる可能性がある。また、いじめは、大人の目が届かない時間、空間で起こりがちである。ふざけていたといういじめもあるが、いじめにあたるかあたらないかは、いじめられた子どもの立場に立って判断するものである。サインも見えにくく、周囲が気付いた時には、深刻な状況になっていることもある。このように、いじめの特性を理解し、未然に防ぐ努力が重要である。起こってしまったら、できる限り早い段階でやめさせる。そのために、家庭・地域・学校など社会全体がいじめを起こさない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、速やかに、かつ、適切に教え導くことが重要である。

したがって、当校では、法第 4 条を遵守すべく、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないことを生徒の責務とする。そのために、当校では、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、保護者と協力していじめの防止等のために対策を行う。（法第 3 条）

法第 4 条（生徒の責務）

- ・生徒は、いじめを行ってはならない。
- ・いじめのない学校にするため、いじめを見過ごさず、解決に向けて行動する。

2 いじめの定義と対応

（1）いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係^{*1}にある

*1 一定の人間関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

他の生徒が行う心理的または物理的な影響^{*2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

（2）具体的ないじめの態様例

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク インターネットを通じて誹謗中傷や嫌なことをされる。

（3）いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- ア いじめを受けた生徒の聞き取り等を行う際には、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こった時のいじめられた生徒本人の表情や様子、周辺の状況等を客観的に確認する。
- イ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ウ 一見してけんかのように見える行為でも、その行為に関わる生徒の被害性に着目して状況を見極める。
- エ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない態様（例；インターネット上での悪口等）についても、加害行為を行った生徒に対する教育的な指導を行う。
- オ 好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、その行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分に加味した上で対応する。
- カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、警察に相談又は通報し、適切に援助を受ける。

3 いじめ防止等のための学校及び保護者の責務（法第8条）

いじめ防止等のため、生徒の責務が果たせるよう学校及び保護者が連携して以下の責務を果たす。

（1）学校の責務

- ①全ての教育活動を通じ全ての生徒に、いじめは決して許されないことの理解を促し、誰もが安心して生活できる学校づくりを進める。

*2 物理的な影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- ②生徒が主体となっていじめのない学校にしようという意識を育むため、生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組を実践できるように指導、支援する。
- ③いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう家庭、地域や教育委員会等の関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めると共に、学校長のリーダーシップのもといじめの防止等を組織的に推進する。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況把握に努める。
- ⑥幼・保、小、中が連携して、いじめの防止等の取組について、共通理解を図り、義務教育一貫したいじめ防止対策を図る。

(2) 保護者の責務

- ① 糸魚川市「子ども一貫教育方針」に基づき、生徒の自尊感情を高めるために乳幼児期からの愛着形成に努める。
- ② 「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」であり、その保護する生徒がいじめを行わないよう、規範意識を養うための教育、その他の必要な教育に努める。その保護する生徒の加害の事実が明らかになったときは、保護者として責任ある行動をする。
- ③ 保護する生徒がいじめを受けた場合には、学校と協力し、適切に当該生徒をいじめから保護する。
- ④ 糸魚川市及び学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努め、学校や地域と協働していじめ根絶に向けて取り組む。
- ⑤ いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、相談窓口等に相談又は通報する。
- ⑥ 通信機能をもつ機器を子に保持又は使用させる際は、保護者の責任において行う。

4 いじめの防止等のための対策

(1) 青海中学校いじめ防止基本方針の見直し

学校基本方針を体系的、計画的に実行するため、具体的な取組、指導内容のプログラム化に努める。そして、そのいじめの防止等の対策をP D C Aサイクルの視点で定期的に見直し、いじめ防止等への対応力向上を図る。

(2) いじめの防止等のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

法第 22 条の規定により、いじめの防止等に関する措置を実効的、かつ組織的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を設置し、教育委員会と連携を図りながら、いじめ防止等に向けた対策を推進する。会議は定例会を週 1 回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

① いじめ防止対策委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、学年部生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員、必要に応じて関係職員や外部関係者とする。

② いじめ防止対策委員会の役割

ア 学校基本方針に基づく、いじめの防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正

イ いじめ又はいじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有

ウ いじめ又はいじめが疑われる行為等に関する相談、通報の窓口

エ いじめと認知された、又はいじめの疑いのある事象に対して、情報の収集、事実関係の確認、関係する生徒への支援、指導体制及び対応方針の決定、家庭・関係機関との情報の共有と連携

(3) いじめの防止等のための対策

①保護者・地域、関係諸機関、中学校区小中学校と連携し、いじめの防止、早期発見、即時対応にあたる。

② 家庭や地域との連携

ア 生徒の教育について第一義的に責任を負う家庭に対して、人権、道徳意識を高めるために、保護者が生徒へ適切な指導を行うように支援、助言する。

イ 地域全体で生徒を守り、育てる意識を高めるため、家庭に対して、生徒の地域の行事等への参加を働きかける。

③ 関係機関との連携

ア スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

イ 校種を超えたいじめの継続化・常習化の防止、校種を超えたいじめの防止等のため、定期的な情報交換など、中学校区内小中の行動連携を強化する。

5 いじめの防止、早期発見、即時対応等のための具体的措置

(1) いじめの防止

①生徒の豊かな道徳心と情操を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動の充実を図る。

②全ての生徒に「自己有用感」「人間関係づくりの能力」「規範意識」「困難に対し他者と協力して問題解決を図る意欲や態度」を育むために、多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とした教育活動を実施する。

③わかる授業、できた感動をとおして生徒に達成感や成就感を味わわせることを目指し、一人一人を生かす学級・学年・学校の風土をつくる。

④教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

⑤生徒のいじめ根絶の意識を高めるために、生徒の主体的な取組を促進する。

⑥生徒がインターネットを通じたいじめへの関与やトラブルを防止するため、生徒と保護者

に対して、インターネットを利用する情報モラル教育、研修会等を実施し、啓発を行う。

⑦教職員のいじめに対する資質の向上のための研修、啓発を行う。

⑧インターネット被害の拡大を防ぐため、教育委員会と連携し、インターネット上の不適切な情報の削除に取り組む。

(2) いじめの早期発見

①いじめに対して、的確に関わり、積極的に認知し、速やかに対応する。

②以下の定期的なアンケート、また、教育相談の実施及び電話相談窓口の周知など、生徒が抱える悩み、不安の状況把握を月1回は把握できるようにする。

- ・生徒対象のいじめアンケート調査（毎月、随時）
- ・生徒対象の教育相談を通じた調査（5月、11月、1月、随時）
- ・生徒対象のQ-Uアンケートの分析（7月、12月）
- ・保護者対象のいじめアンケート調査（7月、12月、随時）

③生徒及び保護者に対して、いじめに関する相談窓口の周知を図り、容易に相談できる環境づくりに努める。

④教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、いじめの情報について教職員全員で共有する。

(3) いじめへの即時対応

①いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会で対応する。また、事実確認を行い、事実関係を教育委員会へ報告する。（いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒を確実に見守って保護する。）

②いじめを受けた生徒の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。

③いじめを受けた生徒及びその保護者へ、調査で明らかになった事実関係を適切な方法で説明する。

④いじめを行った生徒へ、その行為の重大さを自覚させるための指導を行う。また、いじめを行った原因を聞き取り、適切な指導、助言を行う。（いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。）

(4) 対応後の措置

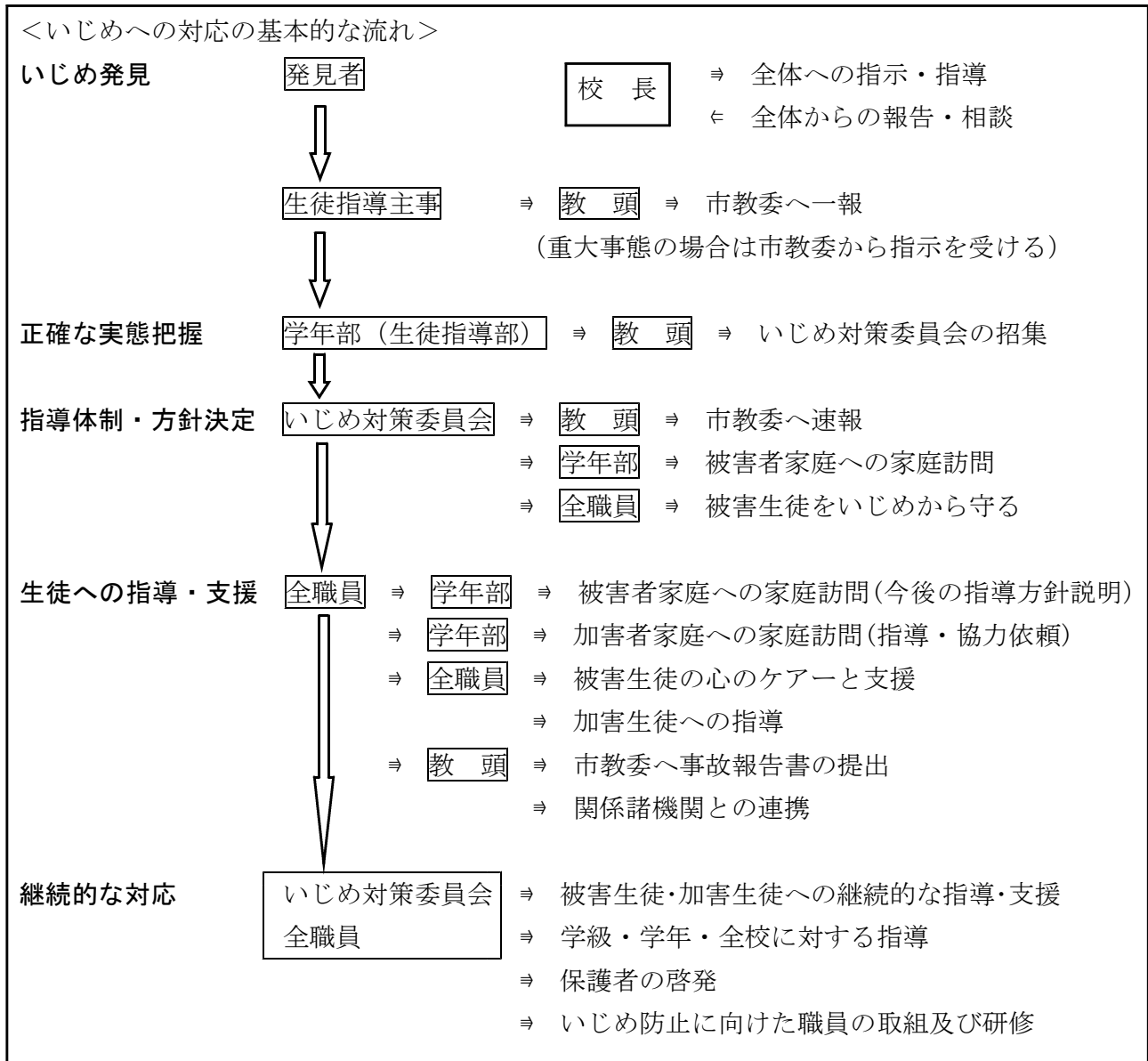
①いじめを受けた生徒に、安心して学習できる環境や学習機会を提供するとともに心のケアに努める。（毎日声をかけ、本日の状況を確認するとともに、保護者に連絡する。）

②いじめを行った生徒の保護者に対し、その子への指導を支援、助言する。（不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ指導とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。）

③いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

④その他の生徒に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。



6 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

いじめによる重大事態は、次に掲げる場合とする。

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ア 自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」は、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、当該目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

③ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとする。

(2) 重大事態の報告

① 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告する。

② 教育委員会の指示により、初期調査を開始する。(教育委員会は、学校から重大事態発生³の報告を受けた場合、速やかに市長へ報告する。)

(3) 学校または教育委員会による初期調査

いじめ防止対策委員会で、事態に係る情報を収集、整理し、いじめの概要を把握し、その結果を速やかに教育委員会へ報告する。(教育委員会は、学校に対して、必要な指導及び人的体制を含めた支援を行う。また、学校が行う調査結果が十分でない³と判断する場合、又は学校の教育活動に支障があると認める場合、教育委員会が調査することができる。教育委員会は、学校からの報告後、又は自らの調査実施後、速やかに市長に報告するものとする。)

(4) 専門委員会による調査及び報告

① 専門委員会の求める情報を可能な限り提供する。(専門委員会は、教育委員会を通じて市長に報告する。)

② いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査結果を提供するとともに、必要に応じて調査の経過を報告する。

(5) 再発防止

教育委員会の指示を受け、同様の事態の再発の防止のために必要な措置を講ずる。

*3 法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項に規定する組織として、糸魚川市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を教育委員会の附属機関として設置する。

専門委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、人権、社会福祉、法律、教育及び青少年の健全育成等に見識を有する第三者による委員で構成し、次に掲げる役割を担う。

ア 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。

イ 市立学校におけるいじめに関する相談や通報を受け、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ウ 市立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、再発防止に向けた提言を行う。

7 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	生徒対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と共通理解 ○いじめ防止を視点とする各種行事計画の作成（通年） ○生徒の情報交換 ○いじめ対策委員会の開催（通年：週1回を基本）	○いじめ見直しゼロスクール等の人権教育の充実（通年） ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○生活アンケート・いじめアンケート ○あいさつ運動、異学年交流（通年）	○いじめ見逃しゼロ県民運動（通年） ○いじめ防止対策の説明と広報 ○あいさつ運動（通年） ○PTA活動の充実（通年） ○学校公開
5	○生徒の情報交換 ○教育相談による生徒の情報収集	○仲間づくり活動（社会性育成の視点） ○教育相談・いじめアンケート	○広報活動 ○第1回学級担任と語る会
6	○生徒の情報交換	○各種大会 ○全校道徳（いじめについて考えよう） ○いじめアンケート	○広報活動 ○各種大会、コンクールへの支援
7	○学校評価資料作成（前期） ○生徒の情報交換	○Q-U検査・分析 ○いじめアンケート ○地区・県等の大会 ○吹奏楽コンクール ○1学期の振り返り	○保護者懇談会（学習連絡会） ○学校公開 ○各種大会、コンクールへの支援 ○広報活動 ○保護者アンケート
8	○生徒指導研修 ○学校評価検討（前期） ○人権教育、同和教育研修	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成 ○各種大会、コンクールへの支援 ○PTA親子環境整備活動
9	○生徒の情報交換	○体育祭 ○生活アンケート・いじめアンケート ○各種新人大会	○学校公開 ○広報活動 ○各種新人大会への支援
10	○生徒指導研修 ○生徒の情報交換	○チャレンジウォーク ○地区駅伝大会 ○音楽祭 ○いじめアンケート	○チャレンジウォーク支援 ○地区駅伝大会への支援 ○音楽祭への支援
11	○生徒の情報交換 ○教育相談による生徒の情報収集	○親子ふれあい活動 ○教育相談・いじめアンケート ○入学説明会 ○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○いじめ見逃しゼロ強調運動	○親子ふれあい活動 ○第2回学級担任と語る会 ○入学説明会
12	○学校評価資料作成（後期） ○生徒指導研修 ○生徒の情報交換	○Q-U検査・分析 ○いじめアンケート ○球技大会 ○2学期の振り返り	○保護者懇談会（学習連絡会） ○広報活動 ○保護者アンケート
1	○学校評価検討（後期） ○生徒の情報交換 ○教育相談による生徒の情報収集	○生活アンケート・いじめアンケート ○教育相談	○広報活動 ○保護者懇談会
2	○生徒の情報交換	○いじめアンケート ○新入生体験入学 ○卒業、進級に向けた取組	○広報活動
3	○学校評価（後期） ○新年度体制づくり	○年度の振り返り ○卒業式	○卒業式